

、道路の位置の指定を次のとおり行った。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、

令和六年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢 部 政 実

	1
第 十 号	指定番号
第四十二条	道路の種類
令和六年三月八	指定の年月日
百二番一百二番一五二年一五二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	指定に係る道路の位置
千八三十三・九六	道路の延長
四 · O 五	(単位メートル) 指 定 に 係 る